



予定価格に係る積算内訳の公表について（通知）

技術基準の種類: 入札・契約
通知日: 平成10年12月25日

管 第 583 号
平成10年12月25日

部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長

予定価格に係る積算内訳の公表について（通知）

このことについて、積算の透明性の一層の向上を図る観点から、予定価格公表対象工事について、その積算内訳の契約締結後の公表を、別添の「予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務取扱要領」により平成11年1月1日以降起工決裁する工事から実施することとしたので適切に処理してください。
ただし、平成10年発生災害復旧工事のうち平成11年3月31日までに発注する工事は除くこととします。

予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務取扱要領

（趣旨）

第1 この要領は、土木部が発注する建設工事（以下「工事」という。）の予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

（公表の対象）

第2 公表の対象とする工事は、競争入札及び随意契約に係るものすべてとする。
ただし、設計額250万円未満の工事については、対象としないものとする。

（公表の内容）

第3 予定価格の作成に用いた設計額について、工事内容を構成する、「種別」（港湾工事については「部位区分」及び「大区分」、建築工事については「種目」及び「科目」）の金額、及びその内訳である「細別」（港湾工事については「中区分・小区分」、建築工事については「細目」）の数量等を明示した積算内訳の資料とする。

（公表の時期）

第4 契約の締結後なるべく早期に、原則として「入札予定価格の事後公表について」（平成10年3月30日付管第1156号土木部長通知）に基づく予定価格の公表と同時に公表する。

（公表の場所）

第5 工事を施行する地方機関の契約担当課において公表するものとする。
また、本庁において、随意契約により実施する工事の場合は、その本庁所管課において公表するものとする。

（公表の方法）

第6 閲覧場所に別紙様式の閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させ、閲覧に供するものとする。写しの交付は、行わないものとする。

2 公表に関する問い合わせには、応じない。

（公表の期間）

第7 公表する内容を記した資料は、契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成11年1月1日以降起工決裁する工事から施行する。